

基礎研 レポート

バランスシート調整の日中比較 (後編)

不良債権処理で後手に回った日本と先手を打ってきた中国

経済研究部 主任研究員 三浦 祐介

(03) 3512-1787 y-miura@nli-research.co.jp

- 中国では、不動産不況の長期化に加え、25年からは米中摩擦も再び激化し、景気への下押し圧力が強まる恐れがある。今後、中国がバブル崩壊後の日本と同様、長期停滞に陥るか否かを展望するにあたり、バランスシート調整の観点で、当時の日本と現在の中国を比較し、考察する。本稿では銀行の不良債権処理を中心とした金融システムの安定化を巡る動向について分析した。
- バブル崩壊後の日本では、銀行の貸出資産査定にかかわる制度整備や、後手に回った不良債権処理の取り組み、銀行の処理体力の不足などを背景に不良債権問題が深刻化した。そこで、これらのポイントに焦点を当て中国の動向をみると、制度体系は、国際的な銀行経営規制の枠組みであるバーゼル規制の進展と足並みをあわせ、整備が進んできた。また、不良債権処理の取り組みは、経済のデレバレッジが本格化した2010年代半ばから実施されている。例えば、公表情報をもとに筆者が推計した結果によれば、近年では毎年3兆元規模の不良債権が新規に発生しているのに対し、同等の不良債権処理を続けている結果、残高は緩やかな増加にとどまっている。銀行の不良債権処理余力も、引当金や自己資本、毎年の利益などを考慮すると、まだ十分に残っている。
- これらを踏まえると、現在の中国の不良債権問題を巡る状況は、当時の日本ほど深刻な状況にはないと推察される。実際には、制度で規定された基準に厳密に則り資産査定が実施されていないケースがあるため、公表された不良債権比率は実態よりも高いとの見方が一般的であるが、不良債権比率がある程度上昇しても、それを処理するだけの余力は依然残されていると考えられる。
- 今後を展望すると、不良債権処理の圧力はまだ長引く可能性が高い一方、銀行の収益力は徐々に低下していくことが予想される。とくに経営状況が相対的によくない農村金融機関や都市商業銀行などの中小銀行については、足元の米中摩擦の影響が追い打ちをかける恐れがあるが、AMC（資産管理会社）を活用した不良債権の大規模な切り離しや財政による資本注入など危機回避の手段は残されており、全国的な金融のシステムリスクが発生する可能性は当面低いと考えられる。ただし、中国経済が活力を取り戻し、長期停滞を回避するためには、銀行の内外に残る不良債権の最終処理が必要である。

1——はじめに

中国では、2020年のデベロッパー向け融資総量規制に端を発する不動産不況が長期化の様相を呈している。加えて、25年からは米中摩擦も再び激化し、景気への下押しが強まる恐れがある。かつての日本と同様、中国が今後長期停滞に陥るか否かを展望するにあたり、バランスシート調整の観点で当時の日本と現在の中国を比較し、中国の特徴を考えてみたい。前回の「[前編](#)」における実体経済のバランスシート調整に関する分析に続き、今回の「後編」では銀行の不良債権処理を巡る動向について考察する。分析にあたっては、一般的な不良債権関連の統計に加え、普段はあまり取り上げられないデータや銀行の財務データなども用いることで、中国の不良債権処理の実態を明らかにできるよう試みた。

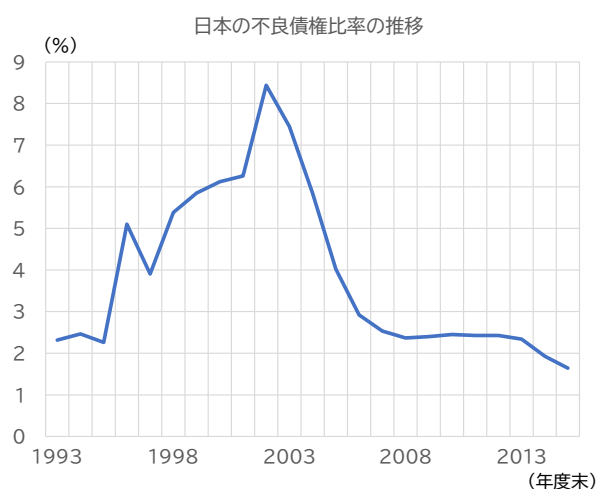
2——日本におけるバブル崩壊後の不良債権処理のあらまし

中国での不良債権処理動向を評価するにあたり、先にバブル崩壊後の日本の状況を簡単に振り返っておきたい。当時の日本の不良債権比率の推移をみると、1990年半ばから上昇を続けた後、2002年にピークを迎え、その後2000年代半ばにかけて低下した（図表1）。悪化し始めてから正常化するまでに約10年もの期間を要したことが分かる。

その間における金融システム不安定化や、安定化に向けた取り組みに関する主な出来事を時系列で整理したものが図表2だ。90年に不動産業向けの融資総量規制が導入され、91年にバブルが崩壊した後、土地等の資産価格下落や景気悪化に伴い不良債権が増加し始め、地方の中小金融機関で破たんが散発するようになった。しかし、90年代前半の時点では、金融システム安定に関する動きは、まだ本格的なものではなかった。例えば、不良債権の規模に関しては、93年に統一開示基準が設けられ、大手行で残高等の公表が始まった程度であった。また、銀行の破たん処理に関しても、法制度が未整備の状況下で個別に救済合併を進める等、その場しのぎの対応にとどまっていた。

90年代半ばに入ると、徐々に救済合併の受け皿となる銀行が表れなくなり、公的資金の投入による破たん処理が必要な局面へと移行していった。この頃から、安定化に向けた対応が本格化し始めた。例えば、95年6月に大蔵省が発表した「金融システムの機能回復について」で、不良債権処理強化の必要性が強調されたほか、金融機関の破たん処理の基本原則が定められた。その後、北海道拓殖銀行や山一証券など大手金融機関の破たんが相次いで発生し、金融危機を回避することは結局できなかったものの、98年の金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）や金融早期健全化法（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律）の成立に代表されるように、

図表 1



（注）2000年度まではリスク管理債権、2001年度以降は金融再生法開示債権。また、1993～95年度は主要行のみ、以降は全国銀行が対象。一部に推計値を含む。

（資料）金融庁、日本銀行等より、ニッセイ基礎研究所作成

破たん処理体制の構築や早期是正措置の導入、資産の適正な査定と開示の強化、公的な資本注入実施などに向けた制度整備は進んだ。

それでも、90年代を通じて不良債権問題は解消しなかった。この間の不良債権問題に関して、資産査定方法の変化に伴い認定された不良債権残高が膨らんだことに加え、不良債権の処理が遅れたこと、不良債

図表 2

1990 年代以降の日本の不良債権処理等を巡る主な出来事

年	出来事
1990	・不動産融資総量規制導入
1991	・地価ピークアウト ・東邦相互銀行破たん(伊予銀行が救済合併)
1992	・東洋信用金庫破たん
1993	・全国銀行協会連合会(全銀協)の統一開示基準に基づき、各行が不良債権残高の開示を開始
1994	・東京協和信用組合、安全信用組合破たん
1995	・大蔵省が「金融システムの機能回復について」を公表 ・「住専問題の具体的な処理方策について」を閣議決定(一部に公的資金を注入して破たん処理) ・兵庫銀行破たん
1996	・全銀協が統一開示基準を改定(不良債権に、金利減免先および経営支援先を追加) ・預金保険法改正、金融機関経営健全性確保法等が成立(パイオフ凍結、早期是正措置導入)
1997	・アジア通貨危機発生 ・北海道拓殖銀行、山一証券破たん(前者は北洋銀行が業務承継)
1998	・金融機能安定化法成立(予防的資本注入の実施) ・金融システム改革法成立、銀行法改正(リスク管理債権のディスクロージャー義務化) ・金融監督庁発足 ・金融再生法、金融早期健全化法成立(破たん処理の時限的制度化、開示債権の公表義務付け) ・日本長期信用銀行、日本債券信用銀行に公的資金投入
1999	・整理回収機構(RCC)発足 ・金融早期健全化法に基づく追加の公的資本注入の実施 ・金融検査マニュアルの作成、公表
2000	・金融庁発足 ・預金保険法改正(破たん処理制度の恒久化) ・IT バブル崩壊
2002	・金融再生プログラム発表
2003	・りそな銀行に公的資金投入 ・産業再生機構(IRCJ)発足
2005	・パイオフ解禁

(資料)財務省財務総合政策研究所財政史室(編)(2019)等より、ニッセイ基礎研究所作成

権処理コストを収益で負担できていないこと、引当金が不足していること、信用コストが高まったことなどが指摘されていた¹。なお、資産査定方法については、最終的に、金融再生法に基づく査定および開示、銀行法に基づく査定および開示、そして金融検査マニュアルに基づく各金融機関の自己査定の3種類となった（図表3）。

その後、2000年代に入り、不良債権問題は改善へと転じた。02年に、資産査定に関する基準の見直しや「平成16年（04年）度までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下させる」との処理目標などを盛り込んだ「金融再生プログラム」が発表された後は、景気の回復も追い風となり、不良債権は着実に減少した。そして、05年にはペイオフ解禁に象徴される金融システムの正常化が実現した。

図表 3

日本における銀行の資産査定の類型			
類型	リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
対象	貸出金	貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返	総資産
区分	破たん先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
	延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のもの	危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが立たない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
	3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
	貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
			正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

（資料）金融庁（2004）、金融庁（2015）より、ニッセイ基礎研究所作成

¹ 内閣府（2001）、日本銀行（2002）。

3——中国における不良債権問題を巡る動向

中国の不良債権問題を巡る動向について、上述の日本の経験に照らし、（１）資産査定をはじめとする銀行の監督やリスク管理に関する制度、（２）銀行による不良債権処理の状況、（３）銀行による不良債権処理の余力の３つの観点で分析する。

1 | 中国の銀行業の概況：大手の６行から農村の３,600行まで多様な銀行が存在

その前に、規制当局である国家金融監督管理総局が発表しているデータをもとに、中国の銀行業の概況をみておこう。

中国における銀行の総数は、2024年末時点で4,295行となっている²。種類は、全国で業務展開し、かつ国が実質的に支配権を有している「大型商業銀行」、全国で業務展開する「株式制商業銀行」、各地の都市部で業務展開する「都市商業銀行」、各地の農村部で業務展開する「農村金融機関」、民営銀行や外資銀行等の「その他」の５種類に大別できる。それぞれの数、総資産規模は、図表４の通りで、わずか６行の大型商業銀行が総資産の約４割を占める一方、３,000行を超える農村金融機関は総資産の１割強を占める程度となっている。１行当たりの平均総資産でみると、銀行の種類により規模に雲泥の差があることが分かる。

また、不良債権比率をはじめ、金融当局が定期的にモニタリングしている資本の健全性や経営の効率性等に関する指標は、図表５の通りだ。一例をみると、不良債権残高は、上記の資産規模と同様、大型商業

図表 4

中国の商業銀行の行数および総資産額（2024年末）

種類	行数(行)	総資産(兆元)	総資産シェア(%)	1行当たり平均総資産(億元)
大型商業銀行	6	183.7	42.1	306,164
株式制商業銀行	12	72.8	16.7	60,649
都市商業銀行	124	60.1	13.8	4,850
農村金融機関	3,603	57.9	13.3	161
その他	550	61.9	14.2	1,125
合計	4,295	436	100.0	1,016

(注)農村金融機関には、農村商業銀行や村鎮銀行、ローン専門会社、農村資金互助社、農村信用社、農村合作銀行が含まれる。また、その他には、政策金融機関や民営銀行、外資銀行のほか、信託会社など非銀行金融機関も含まれる。
(資料)中国国家金融監督管理総局より、ニッセイ基礎研究所作成

図表 5

中国の商業銀行の経営関連指標（2024年末）

種類	不良債権残高 (億元)	不良債権比率 (%)	資産利益率 (%)	引当金カバー率 (%)	自己資本比率 (%)	流動性比率 (%)	純利益 (億元)	利ざや (%)
大型商業銀行	14,007	1.23%	0.71%	248.0%	18.3%	72.4%	13,099	1.44%
株式制商業銀行	5,217	1.22%	0.69%	216.3%	14.0%	70.3%	4,993	1.61%
都市商業銀行	5,434	1.76%	0.44%	188.1%	13.0%	99.8%	2,546	1.38%
農村商業銀行	7,776	2.80%	0.45%	156.4%	13.5%	85.7%	2,155	1.73%
民営銀行	226	1.66%	0.91%	228.3%	12.2%	57.5%	188	4.11%
外資銀行	132	0.94%	0.64%	252.3%	19.5%	79.9%	253	1.42%

(資料)中国国家金融監督管理総局より、ニッセイ基礎研究所作成

² 内訳データの制約により、銀行以外に、信託会社等のノンバンク（484 社）も含む。

銀行が全体の多くを占めている。不良債権比率は、大型商業銀行や株式制商業銀行で相対的に低いものに対して、都市商業銀行や農村商業銀行では高い。資産利益率についても同様に、大型商業銀行や株式制商業銀行で相対的に高いものに対して、都市商業銀行や農村商業銀行では低い。総じて、都市商業銀行や農村商業銀行といった規模が相対的に小さい銀行ほど、経営状況がよくない傾向にあることが分かる。中国人民銀行が定期的実施している銀行の経営状況評価結果でも、都市商業銀行や農村金融機関のうち約1割が高リスクとされている³。

貸出の状況を主な貸出先のシェア（22年末時点、図表6）でみると、製造業向けが約1割を占めているほか、インフラ関連の企業を含む業種（ユーティリティ、交通運輸・倉庫・郵政業、リース・商業サービス業、水利・環境・公共施設管理業）が約3割を占める構図となっている。不動産関連の貸出に関しては、不動産業向けは5%と限定的である一方、住宅ローンは2割弱となっている。これらで全体の約6割となり、残りの4割は、建築業や卸・小売業など他の産業や個人向け貸出となっている。

そして、本稿で考察する不良債権について、ここ約15年間における商業銀行全体で時系列の推移をみたものが図表7だ。10年代を通じて、不良債権残高、同比率ともに高まる傾向にあったが、直近では不良債権残高は概ね3兆元程度で推移してお

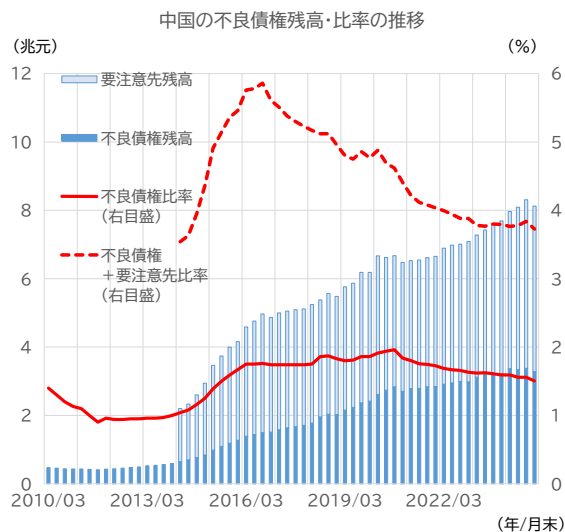
図表 6

主な貸出先別の貸出残高シェア(2022年末)

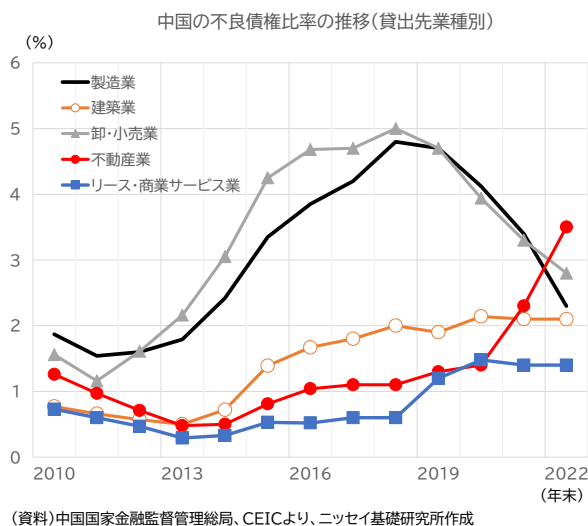
貸出先	シェア(%)
製造業	10.2
インフラ関連を含む業種	29.4
ユーティリティ	4.4
交通運輸・倉庫・郵政業	9.0
リース・商業サービス業	9.9
水利・環境・公共施設管理業	6.1
不動産関連	23.4
不動産業	5.0
住宅ローン	18.4
建築業	3.4
卸・小売業	5.5
個人向け(住宅ローン以外)	17.2

(資料)中国人民銀行、CEICより、ニッセイ基礎研究所作成

図表 7



図表 8



³ 中国人民銀行は、2017 年末から定期的に銀行等の経営状況进行评估し、リスクの度合いに応じて 11 等級に分けている。1～5 級を「緑」、6～7 級を「黄」、8～10 級および D 級を「赤」に分類し、1～7 級の「緑」および「黄」は安全、8～D 級の「赤」は高リスク（うち D 級は既に破たんや接收、許認可取消となった機関）と評価している。23 年第 2 四半期の評価結果によれば、大型銀行 24 行では「赤」に該当する機関はなかった一方、都市商業銀行では 11.5%が、農村金融機関では 8.5%が「赤」に該当した。

り、同比率は1%台の水準で低下傾向にある。要注意先への債権を仮に不良債権予備軍とし、不良債権と併せて問題債権とすると、その規模は8兆元、比率は3.7%と、不良債権の2倍強となる。

主な貸出先業種別に、22年までの不良債権比率の推移をみると、10年代には景気の減速やデレバレッジなどに伴い、製造業や卸小売業で不良債権比率が高まった（図表8）。また、建築業やリース・商業サービスでも、10年代半ばから段階的に不良債比率が高まっている。これらの業種には、地方政府がインフラ投資の資金調達や実施を目的に設立した融資プラットフォームが含まれていることから、当時強化された地方政府の隠れ債務に関する規制強化が影響している可能性がある。20年代に入ると、上記の業種では不良債権比率が低下、または安定化した一方で、不動産業の比率が急上昇している。これは言うまでもなく、現在長期化している不動産不況が原因である。

2 | 銀行の資産査定等に関する制度整備：バーゼル規制の見直しに歩調を合わせて整備が進む

中国の銀行の監督やリスク管理にかかわる諸制度の整備が始まったのは、1990年代に入ってからだ。中国では長い間、計画経済体制特有のモノバンク（単一銀行）制度のもと、現在の中央銀行である中国人民銀行が唯一の金融機関であったが⁴、78年以降の市場経済移行開始の後、80年代に入り中国人民銀行が中央銀行業務に特化するとともに商業銀行の設立が進んだ。それに伴い、90年代以降、銀行経営の監督管理に関わる制度整備が進んだ。その後、現在に至るまでの制度の整備状況をみたものが図表9だ。

図表 9

中国における金融機関の監督やリスク管理に関する法制度の整備状況

時期	法規制	
1994年	商業銀行の資産負債比率管理の実行に関する通知	バーゼルⅠ（1988年策定）対応
1995年	商業銀行法	
1996年	資産負債比率管理条例	
1997年	金融改革の深化、金融秩序の健全化、金融リスク防止に関する通知	
1998年	貸出リスク分類指導原則（試行版）	
1999年	貸出5分類対応の全面普及に関する通知	バーゼルⅡ（2004年改定）対応
2001年	貸出リスク分類指導原則	
2002年	銀行貸出損失引当の計上指針	
2004年	商業銀行自己資本比率管理規則	
2007年	中国銀行業における新資本合意の実施に関する指導意見 貸出リスク分類指針	
2009年	商業銀行流動性リスク管理指針	バーゼルⅢ（2010年改定、17年最終化）対応
2011年	銀行業における新監督管理基準の実施に関する指導意見 商業銀行貸倒引当金管理規則	
2012年	商業銀行資本管理規則（試行版）	
2014年	商業銀行流動性リスク管理規則	
2015年	預金保険条例	
2016年	信用リスク管理の一層の強化に関する通知	
2019年	商業銀行金融資産リスク分類暫定規則	
2023年	商業銀行金融資産リスク分類規則 商業銀行資本管理規則	

（資料）各種資料より、ニッセイ基礎研究所作成

⁴ 中国人民銀行や財政部の下部機関として、中国銀行や農村信用社、中国人民建設銀行（現在の中国建設銀行）が存在した（一般財団法人ゆうちょ財団（2025））。

端緒となったのは、95年の「商業銀行法」制定で、これにより、貸出総量を直接規制する形式から、資産負債管理へと移行した。そこでは、当時バーゼルⅠで規定された自己資本比率規制（8%以上）についても規定されている。また、98年には「貸出リスク分類指導原則（試行版、2001年に正式導入）」を発表し、貸出資産の査定基準を、従来の4分類から国際標準である5分類へと改めた。ALM管理や貸出資産5分類、自己資本比率規制など、現代的なリスク管理の枠組みはこの頃に原型が形作られたといえよう。

その後は、概ねバーゼル規制の見直しと歩調を合わせ、制度が改善されてきた。例えば、04年のバーゼルⅡへの改定によって規制の枠組みとなる3本柱⁵が設定された際には、07年2月に「中国銀行業における新資本合意（バーゼルⅡ）の実施に関する指導意見」を発表し、国内銀行のバーゼルⅡ対応に向けた基本方針や具体策、時間軸などを定めた。また、世界金融危機を受け、10年にバーゼルⅢへと改定された際には、11年5月に「中国銀行業における新監督管理基準の実施に関する指導意見」を発表し、自己資本比率規制の強化やレバレッジ比率規制の導入、流動性や貸倒引当金の監督管理強化など、当時の国際的な規制見直しの議論を踏まえた対応を進める方針を明確にした。その後、23年に発表された「商業銀行資本管理規則」が、28年までの移行期間を設けたうえで24年から施行されており、これをもって、バーゼルⅢ（17年の最終合意）への対応は一応の完成をみた。

不良債権認定のベースとなる資産査定の制度について敷衍すると、上述の通り、98年に貸出資産5分類が採用された後、07年発表の「貸出リスク分類指針」での改善を経て、19年発表の「商業銀行金融資産リスク分類暫定規則（23年に正式導入）」で大幅に見直された。5分類の資産区分に変わりはないものの、査定する資産の対象が貸出資産だけではなく、債券など全ての金融資産へと広がったことに加え、分類の基準をより厳格化した。現在の中国における銀行の資産の区分基準は図表10の通りとなっており、「損失類」、「可疑類」、「次級類」までが不良債権である。なお、企業会計のレベルでも、やはり世界金融危機後の国際的な会計基準見直しの動きに対応し、金融資産の信用リスク算定モデルの見直し等が行われた⁶。

他方、銀行の破たん処理に関する制度整備は、10年代に入ってから本格化した。15年に「預金保険条例」が制定され、中国で初めて預金保険制度が導入された⁷。これによって誕生した預金保険基金は、10年代後半に個別の銀行で経営危機が発生した際、処理に参画している。その後、20年代に入ってから、破たん処理など金融リスクへの対応をより包括的に規定する「金融安定法」の制定に向けた動きが本格化しており、早ければ25年に成立する見込みだ。

3 | 銀行による不良債権処理の実態：不良債権は毎年3兆元規模の新規発生と処理を繰り返す

中国で銀行の不良債権処理が重点的に実施されたのは、(1) 1990年代後半から2000年代前半にかけての期間と、(2) 10年代半ばから現在に至るまでの期間の2つの期間である。

⁵ (1) 最低所要自己資本比率規制、(2) 銀行自身による経営上必要な自己資本額の検討と当局によるその妥当性の検証、(3) 情報開示の充実を通じた市場規律の実効性向上。

⁶ 世界金融危機の発生以前は、融資の回収不能が見込まれる客観的な事象が発生している場合にのみ損失を計上する「発生損失型」の枠組みが基本で、引き当ての不足や遅れが危機深刻化の一因になったとの認識を踏まえ、IFRS（国際財務報告基準）第9号では、より広範な情報に基づいて合理的に想定される損失額を早期に計上するための予想信用損失モデルが導入された（楠元他（2019））。中国では、財政部17年に「企業会計準則第22号」を発表し、貸倒引当金算定にこの予想信用損失モデルを採用した。

⁷ 預金保険制度の導入は、1993年から検討の議題になっていた。預金保険制度の導入に至るまでの経緯や制度の詳細については、関根（2015）参照。

図表 10

中国における銀行の資産査定

国	中国	(参考)日本
根拠法規	商業銀行金融資産リスク分類規則	金融再生法
対象	・バランスシート内で信用リスクを負う金融資産(貸出金、債券その他の投資、銀行間取引資産、売掛金などが含まれるが、これらに限定されない) ・オフバランス項目であっても信用リスクを負う場合は、バランスシート内資産に準じてリスク分類を実施 ・商業銀行のトレーディング勘定に属する金融資産およびデリバティブ取引により形成された関連資産は、本規程の適用対象外	貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返
区分	損失類 あらゆる手段を講じたにもかかわらず、回収可能な金融資産がごくわずか、または全額損失となる場合 (以下いずれかの状況に該当) ・元本、利息または収益が360日以上延滞している ・債務者が破産清算手続きに入っている ・金融資産に信用減損が発生しており、予想信用損失が帳簿残高の90%以上となっている	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
	可疑類 債務者がすでに元本、利息または収益を全額返済できず、金融資産に著しい信用減損が生じている場合 (以下いずれかの状況に該当) ・元本、利息または収益が270日以上延滞している ・債務者が意図的に銀行債務を逃れようとしている ・金融資産に信用減損が発生しており、かつ予想信用損失が帳簿残高の50%以上となっている	危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
	次級類 債務者が元本、利息または収益を全額返済できない、または金融資産に信用減損が生じている場合 (以下いずれかの状況に該当) ・元本、利息または収益が90日以上延滞している ・金融資産に信用減損が発生している ・債務者または当該金融資産の外部格付が大幅に引き下げられ、履行能力が著しく低下している ・同一非リテール債務者の全銀行における債務のうち、90日以上延滞している債務が20%以上を占めている	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権
	關注類 契約履行に不利な要因が一部存在するが、現時点で債務者には元本、利息または収益を支払う能力がある場合 (以下いずれかの状況に該当) ・元本、利息または収益が延滞している(操作上または技術的理由による短期延滞(7日以内)を除く) ・商業銀行の同意を得ずに、資金の使途を勝手に変更した ・新たな借入れによって旧債を返済するなど、他の債務ファイナンス手段により返済している(ただし、債券や条件を満たす小規模企業向けリファイナンスは除外) ・同一非リテール債務者が当該行または他行において不良債務を抱えている	
	正常類 債務者は契約を履行でき、元本、利息または収益が期限どおりに全額支払われない客観的な証拠が存在しない場合	

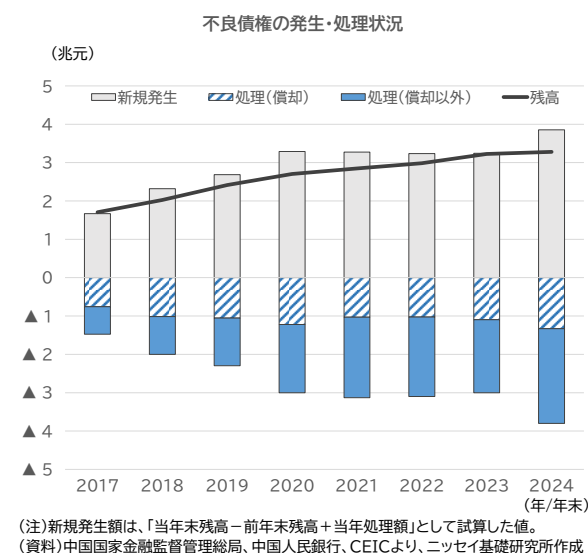
(注) 中国と日本の基準は厳密には対応していない。

(資料) 中国国家金融監督管理総局より、ニッセイ基礎研究所作成

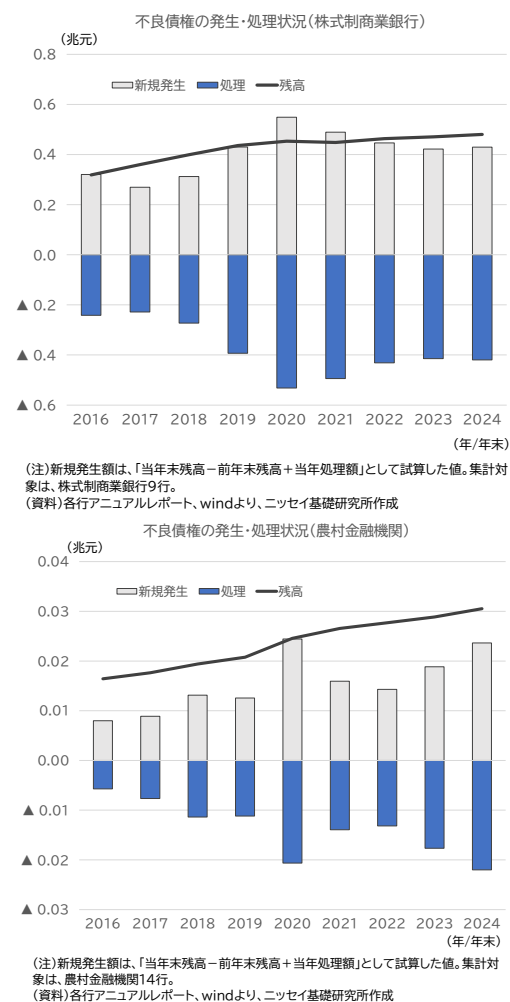
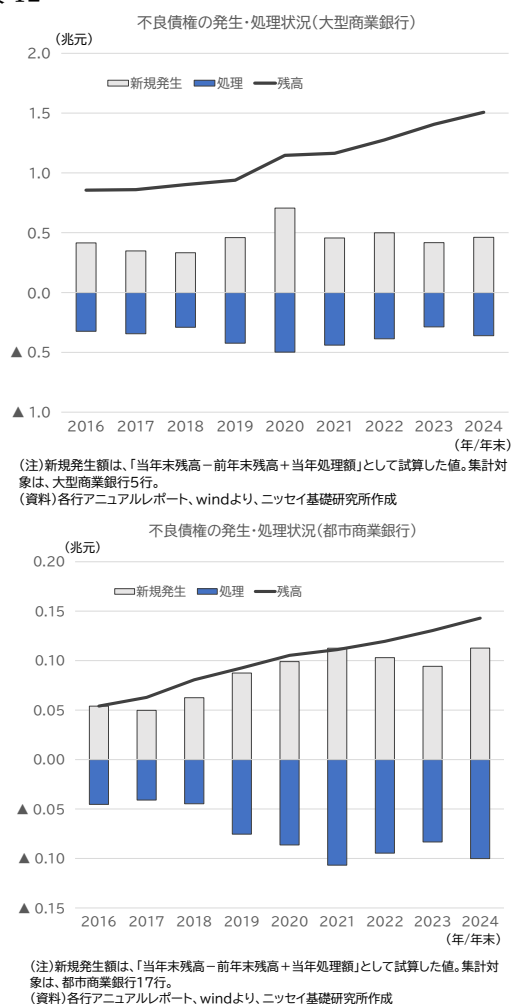
(1) の期間には、経済・金融システムの市場化が進められて間もない頃で、当時の経済、金融の中核であった国有企業および国有商業銀行ともに市場メカニズムへの適応がまだ不十分であったことや景気の悪化といった要因から、不良債権が増大した。当時は、不良債権などの経営指標は開示されておらず、また、前述の通り貸出資産の査定基準自体が古かった時期であったことから不良債権の実態は不確かだが、不良債権比率は推計で40%近くのにのぼる深刻な事態であったとされる。この際には、中国政府が4大商業銀行それぞれに対応した4社の資産管理会社（以下、AMC）を設立し、不良債権の切り離しを行った後、外貨準備を用いた大規模な資本注入を実施することで対処した。

そして、本稿で主眼におく (2) の期間には、4兆元の景気刺激策の実施を皮切りに、景気対策とともに過剰となった債務のデレバレッジが15年末から本格化し、経済構造改革と景気減速により不良債権が増加し始めた。その後、現在に至るまでの不良債権の動向をみたものが図表11だ。中国から発表されている不良債権に関する統計データは、(1) の時期に比べれば格段に充実しているものの、依然として断片的であり全体像が把握しづらい。このため、他の統計や政府高官による発言なども交えて筆者が独自に推計した値であり⁸、幅をもってみる必要はあるものの、以下2つの特徴が指摘できる。

図表 11



図表 12



⁸ 中国国家金融監督管理総局が定期的に公表している不良債権残高に関する統計データと、同局長が記者会見で言及している不良債権処理額をもとに、不良債権の新規発生額を推計した。また、中国人民銀行が公表している社会融資総量（銀行貸出や債券など様々な方式により实体经济に供給された資金供給量に関する統計）の内訳のうち「貸出償却」の項目を、銀行が貸倒引当金の取り崩しによって処理した額とみなした。

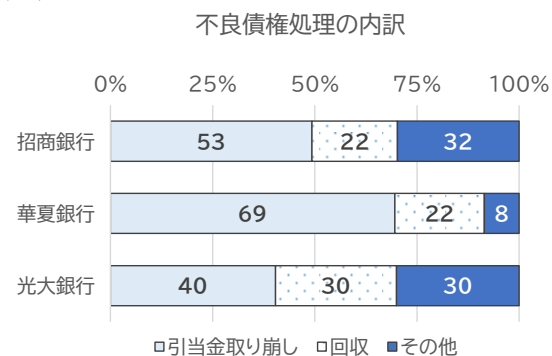
1点目は、大量の不良債権が新規に発生し続けているということだ。発表されている不良債権残高および比率は、それぞれ3兆元前後、1%台半ばで安定的に推移してきたが、それは、不良債権が増えていないからではなく、毎年3兆元規模で新たに発生している不良債権を、同程度の規模で大量に処理、すなわちオフバランス化している結果である。中国人民銀行が四半期毎に金融政策の実施状況や方針等を報告する「貨幣政策執行報告」の17年第1四半期版では、今後の方針として「銀行業の不良資産リスクを防止・解消し、不良債権の増加規模をコントロールする」考えが言及されており、それに則った対応がとられていることがうかがえる。

なお、個別の銀行の財務データをもとに、銀行の種類別に同様の試算をした結果が図表12だ。不良債権の新規発生に見合った規模のオフバランス化を毎年行っている様子は、どの銀行でも同じだが、株式制商業銀行と都市商業銀行で、新規発生の圧力が相対的に強い。これら銀行の場合、大型商業銀行に比べて貸出先の信用力が劣っており、景気減速局面において不良債権が発生しやすくなることや、不動産開発向けの貸出が相対的に多いことが影響している可能性がある。

2点目は、新規に発生した不良債権は、様々な方法でオフバランス化されているとみられることだ。その方法としては、貸倒引当金の取り崩しや回収、再建に伴う正常債権化のほか、資産管理会社（AMC）への売却や資産担保証券（ABS）化、債務の株式化（DES）など、様々なものが挙げられる。それぞれがどの程度の規模かは不明だが、試算結果によれば、約4割が貸倒引当金の償却によって、残りの6割がそれ以外の方法でオフバランス化されている。また、内訳を開示しているごく一部の株式制商業銀行にしてみると、引当金の取り崩しが4割～7割、回収が2割～3割、その他が1～3割となっている（図表13）。

このほか、現地研究機関の報告等によれば、AMCへの売却は2019～21年の間で年平均約4,000億元、ABSの発行額は2016～24年の間で年平均約300億元であり⁹、オフバランス化全体の額に対して合計で1～2割程度の規模となっている。これらを総合すると、引当金の取り崩しと回収を主な手段としつつ、市場への売却など他の手段を併用しているものと推察される。

図表 13



(注)招商銀行および光大銀行は2016～24年の累計処理実績、華夏銀行は2019～24年の累計処理実績。その他は、銀行により異なるが、売却や証券化、株式化、再建、正常債権化などが含まれる。
(資料)各行アニュアルレポート、windより、ニッセイ基礎研究所作成

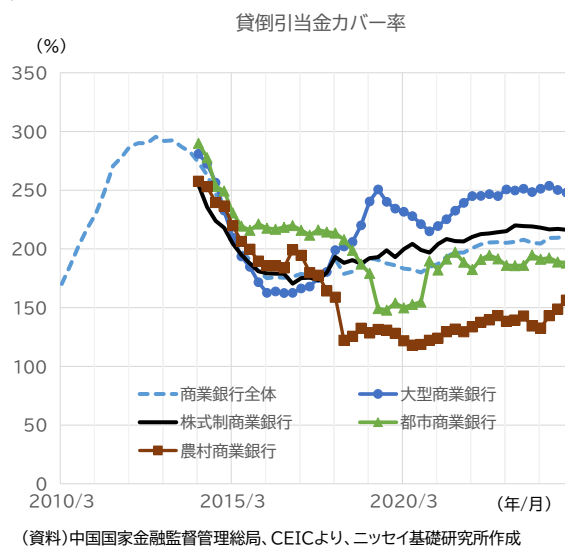
4 | 銀行による不良債権処理の余力：ストック、フローの両面で余力は依然あり

銀行の不良債権処理に対する余力については、ストックとフローの2つの観点から確認する。

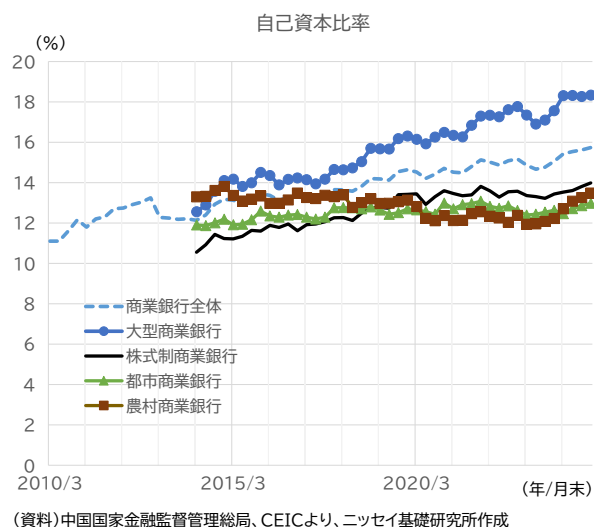
まず、ストックに関して、貸倒引当金カバー率と自己資本比率をみると、いずれも健全な水準にある（図表14・15）。貸倒引当金カバー率は、2010年代半ば以降上昇傾向にあり、24年末時点では216%と、不良債権残高の約2倍の貸倒引当金を積んでいる。また、自己資本比率も同様に上昇傾向が続いており、24年末時点では15.7%となっている。銀行の種類によって最低基準は異なるものの、通常の基準である

⁹ AMC への売却は、普華永道（2021）、普華永道（2022）（原出所は、浙商資産研究院「2020年不良資産行業發展報告」、同「2021年不良資産行業發展報告」）、ABS 発行額は、wind による。

図表 14



図表 15



10.5%を十分に上回っている¹⁰。種類別にみると、既述の通り、大型商業銀行が最も健全であり、農村商業銀行や都市商業銀行の健全性が相対的に低い。趨勢をみると、20年代以降、自己資本比率の上昇に代表されるように改善傾向にある。

次に、フローに関しては、ここ数年、不良債権処理に伴う貸倒引当金の取り崩しに対応して、毎年1.5兆元前後の貸倒引当金を費用に計上したうえで、なお、2兆元超の純利益をあげている。純利益増加の勢いは徐々に低下しており、24年には前年比減となっているが、現時点ではまだ余裕がある。

以上のストックとフロー両面の指標を踏まえ、貸倒引当金、自己資本の最低所要比率の超過分、毎年の純利益の合計を不良債権処理に充当できる資金とみなすと、その規模は24年の場合、16兆（引当金を規制水準の150%まで取り崩した場合）～20.9兆元（引当金を全額取り崩した場合）となる。同年末の不良債権および要注意先残高が合計で8.1兆元（比率では3.7%）であるのに対して、7.9兆～13兆元の余裕がある。貸倒引当金の全額取り崩しなど極端な想定も含まれてはいるが、単純に計算すれば、現状の1.5%から7～10%程度までの不良債権比率の上昇には耐えることができる規模である。

4——中国の不良債権処理の特徴：日本との比較を踏まえた考察

以上の中国の不良債権処理を巡る動向を、90年代のバブル崩壊後の日本と比較すると、どのような特徴があるだろうか。これは、時期により異なる。

1990年代後半に不良債権処理が問題となった時期に関しては、80年代以降、ようやく現代的な銀行業の体系が形成され始めたという事情もあり、貸出資産の査定や貸倒引当金の計上など銀行経営を監督する制度的な基盤や銀行の経営管理は、日本以上に未成熟であった。このため、最終的には政府の強力な介入によって苦境を乗り越えることには成功したものの、不良債権が40%近い水準まで上昇するという日本よりも深刻な事態に陥った。

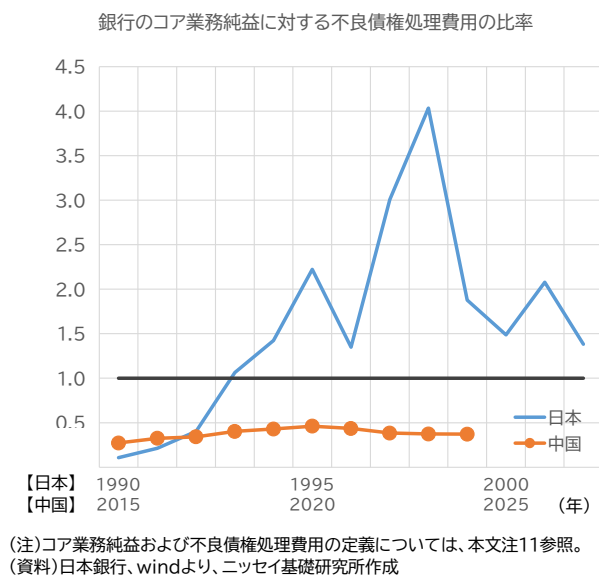
¹⁰ 「商業銀行資本管理規則」では、最低所要自己資本比率が8%、資本バッファが2.5%とされている。システム上重要な銀行については、さらに0.25%～1.5%の追加資本バッファを上乗せする必要がある。

これに対して、2010年代半ばから現在に至るまでの時期に関しては、2000年代以降、銀行経営の健全性確保に必要な国内の規制体系は、国際的な枠組みであるバーゼル規制の動きに足並みを合わせて急速に整備された。その結果、不良債権処理の出発点となる適切な貸出資産の査定に関する制度的基盤は、当時の日本に比べて十分に整備された状況にあると評価できる。また、実際の不良債権処理も、後手に回ったかつての日本とは異なり、当局のリードにより先手を打って積極的にオフバランス化が進められている。不良債権処理の余力に関しても、まだ十分にある。例えば、不良債権問題が本格化し始めた時期を、日本は90年、中国は2015年とし

て、その後の不良債権処理負担の度合いを見たものが図表15だ。日本の場合、銀行の本業の収益に相当するコア業務純益を不良債権処理費用が上回る水準で長らく推移しており¹¹、銀行の収益が実質上の赤字となっていたことが指摘されていた¹²（図表16）。これに対して、現在の中国について同様の考え方で財務上の不良債権処理費用の負担度合いを試算すると、上場46行だけを対象に集計している点や会計基準が異なる点を考慮に入れる必要はあるものの¹³、本業の利益の範囲内（4割弱）に収まっている。種類別にみると、大型商業銀行が24年時点で17%と負担が低い一方、農村商業銀行が同41%、都市商業銀行が同51%、株式制商業銀行が同54%と、銀行により負担の度合いによりばらつきはあるものの、総じて、現在の中国は当時の日本ほど深刻な状況にはないと考えられる。

ただし、資産査定に関する運用の実態には留意する必要がある。すなわち、不良債権の認定が制度として規定、意図された通り実施されていない可能性がある。その例として、3つ挙げることができる。1点目は、個別の銀行において適切に査定されていないケースだ。例えば、審計署（会計監査院）が毎年実施している財政や国有企業に関する監査では、地方の中小銀行で不良資産が過小査定されていることがしばしば指摘されている。19年の報告時には、サンプル調査の対象となった16行で実際の不良債権比率が公表値の2倍以上であった¹⁴。2点目は、当局として不良債権の認定基準を緩和するパターンだ。例えば、19年に小規模零細企業向けの融資支援を強化した際、同融資に関する不良債権比率の上限を2%から3%に引き上げたことがあるほか¹⁵、不動産不況に陥った22年以降、建設中の物件の引き渡し支援に関わる融資に関し

図表 16



¹¹ コア業務純益＝業務粗利益－経費等－国債等債券関係損益。本稿では、業務粗利益＝資金運用利益＋役務取引等利益＋その他業務利益としている。また、不良債権処理費用について、日本は、貸倒引当金繰入額＋貸出金償却等、中国は、信用減損損失としている。

¹² 内閣府（2001）。

¹³ なお、46行の資産総額は、24年末時点で302兆元であり、銀行業の資産総額の約7割を占めている。

¹⁴ このほか、最近でも不良債権の取り扱いに関する不正で罰金を科せられる銀行が増加している（「三季度金融合规：涉不良罰單大增 部分機構因貸款資金流向股市被罰」『新浪財經』2024年10月11日。<https://finance.sina.com.cn/roll/2024-10-11/doc-incscaak8140320.shtml>）。

¹⁵ 「国常会：小微企業不良貸款容忍度放寬到不高于各貸款不良率3個百分點」『經濟觀察網』2019年6月5日。<https://m.eeo.com.cn/2019/0605/357932.shtml>

て、債権区分引き下げを猶予している。3点目は、銀行が追い貸しを行うケースだ。追い貸しによる不良債権問題の先送りは、バブル崩壊後の日本でもみられたが、中国の場合、暗黙の政府保証を背景とした国有企業に対する追い貸しやロールオーバーによって不良債権処理を先送りにすることが可能な環境にある。これら査定に関する問題のほか、AMCへのリスク移転を伴わない形式的な売却による隠ぺいの可能性も指摘されている¹⁶。

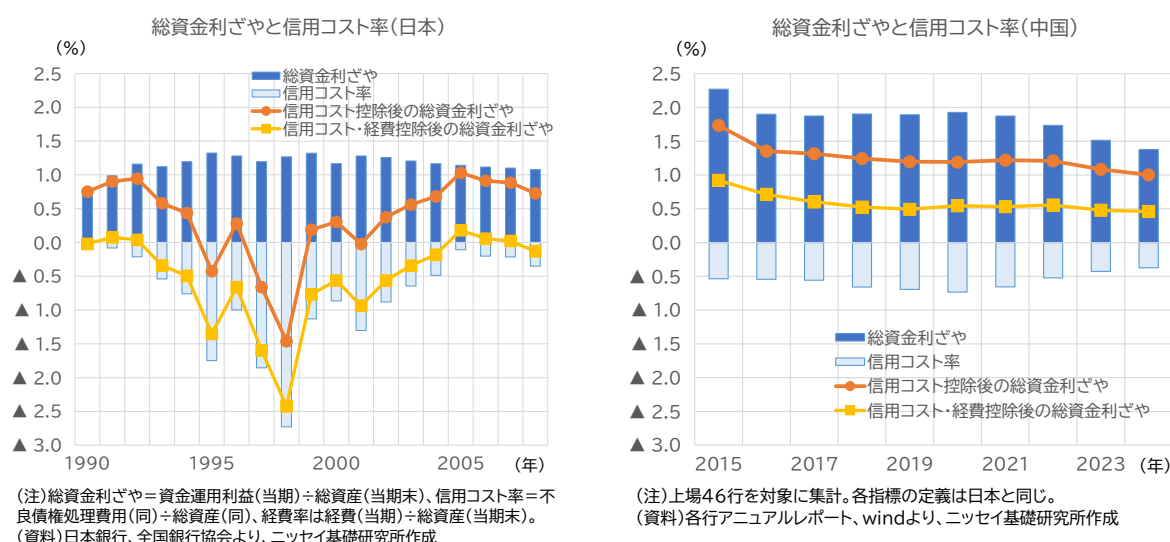
そのため、しばしば指摘されるように、実際の不良債権比率は公表値よりも高いとみられる。潜在的な不良債権に関する試算には様々なアプローチによるものがあり、例えば、IMF（2016）は15年時点で14.1%（同時点の公表値は1.7%）、Charoenwong et al.（2023）は19年時点で3.9～5.1%（同1.9%）、関（2023）は22年時点で9.6%（同1.6%）としているほか、S&P（2025）は24年時点で5.1%（同1.5%）としている¹⁷。それでも、上述の通り7～10%程度までの不良債権比率上昇に対する余力があることを踏まえると、現在の不動産不況や米中摩擦を超える経済・金融情勢の激変や、当局による不良債権認定の強化といった政策の急激な変更などが生じない限りは、不良債権処理によって銀行の健全性が損なわれる可能性は低いと考えられる。

5——今後の展望

1 | 銀行の不良債権処理負担は徐々に高まる見込み

今後を展望すると、銀行の不良債権処理余力は徐々に失われていく可能性が高い。ここ数年、景気悪化に対応した金融緩和の強化を受けて貸出金利が低下する一方、先行き不確実性の高まりによる家計の定期預金志向の強まりや銀行の預金獲得競争などを受け、預金金利は貸出金利ほど低下せず、銀行の利ざやは

図表 17



¹⁶ Charoenwong et al.（2023）。

¹⁷ IMF（2016）や関（2023）は、上場企業の財務データをもとに、インタレスト・カバレッジ・レシオが1倍未満の企業数の債権が全体に占める比率を潜在的不良債権として試算している。Charoenwong et al.（2023）は、ある匿名のAMCの不良資産取引データや処理期間に関する仮定などをもとに隠れ不良債権比率を試算している。陳（2025）は、公表されている不良債権および要注意先債権のほか、元利金の返済が猶予された貸出、90日以上延滞債権であるが正常債権に分類されている問題債権も加え、不良債権と見なしている。

縮小する傾向にある。例えば総資金利ざやをバブル崩壊後の日本と比較すると、2024年は1.4%と、1%台前半で推移していた当時の日本と同程度の水準まで低下している（図表17）。当局は、資金調達コストの引き下げに努めているものの、今後も景気減速に対応して緩和的な金融政策運営が続くこと予想されるなか、運用収益の低下により利ざやの大幅な改善は見込みづらい。

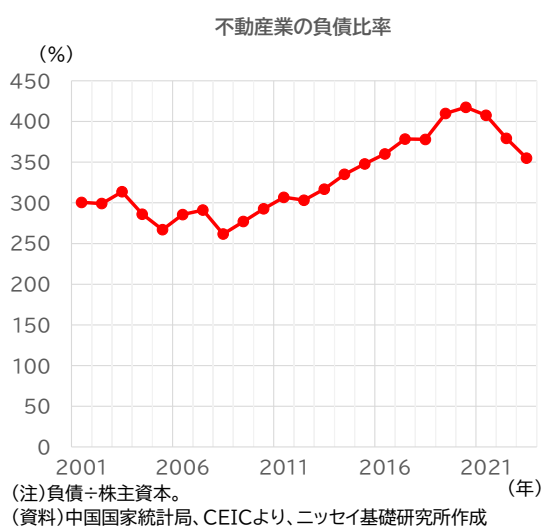
また、政策上の重点分野への資金供給の強化が、銀行経営の重荷となる可能性もある。例えば、これまで実施されてきた小規模零細企業向けや不動産業向けの融資支援強化や、近年強化されている「5つの注力分野」（フィンテック、グリーン、包摂、養老、デジタル）向けの金融支援強化の政策が挙げられる。これら政策の実施に際しては、人民銀行が再貸出によって低利での資金供給をすることもあるが、通常の貸出に比べて低利での貸出となったり、査定基準が緩くなったりする恐れがある。

他方、不良債権の処理圧力は続くことが予想される。今後もデレバレッジの取り組みや米国での第2次トランプ政権の発足により再び激化し始めた米中摩擦など、経済への下押し圧力が続く見込みである。不良債権認定の猶予といった当局による政策対応である程度抑制することはできるかもしれないが、これまで同様、数兆元規模で不良債権が新規に発生し続ける可能性が高い。

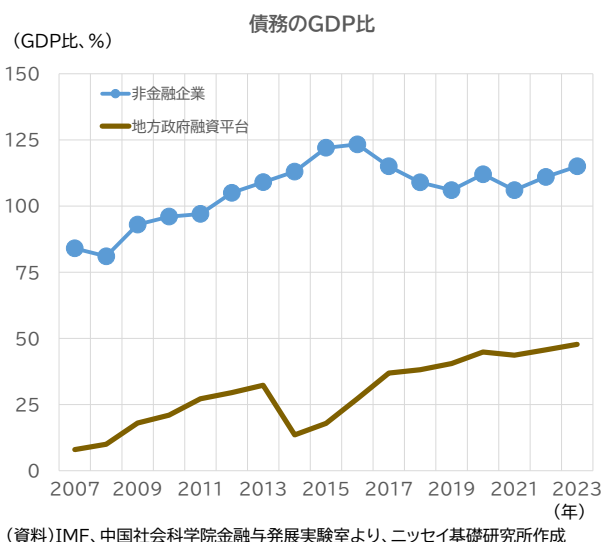
例えば、不動産デベロッパーの負債比率（負債÷株主資本）の推移をみると、20年以降着実に低下しているものの、過去の水準に比べて依然として高い（図表18）。また、地方政府の隠れ債務である融資平台や企業の債務（GDP比）も近年緩やかに上昇している（図表19）。これまでのデレバレッジと同様、経済への影響を抑えつつ、段階的に債務の削減を進めるとすれば、30年代に入ってもデレバレッジの圧力が続く可能性がある。日本の場合は、不良債権処理に約10年の期間を要したが、中国の場合、10年代半ばから早くて30年代半ばまでの約20年間は不良債権処理の圧力に苛まれることになることが予想される。

こうした利ざや下押しと不良債権増加の圧力により、銀行の不良債権処理負担は今後徐々に高まると考えられる。既にみたように、現状では財務上の不良債権処理費用は抑制されており、これは図表16の信用コスト率の水準を当時の日本と比べても確認できる。結果として、信用コスト、さらには経費率を控除しても、中国の資金運用のスプレッドは、当時マイナスが続いていた日本とは異なり、プラスを維持している。だが、24年時点のスプレッドは0.46%と必ずしも大きくない。利ざやの縮小と信用コスト率の上昇が

図表 18



図表 19



同時に進めば、数年のうちに実質的に赤字に転じ、これまで積み立ててきた貯金（自己資本）を取り崩す段階に移行する可能性は十分にある。例えば、利ざやが24年並みの前年減が継続、信用コストは前年比1割増が継続、総資産の伸びは緩やかに鈍化、経費率は一定といった単純な仮定のもとでシミュレーションした結果では、29年には信用コスト・経費率控除後のスプレッドがマイナスとなる。

2 | 中小銀行の経営悪化が懸念材料

目下、とくに懸念されるのは、農村金融機関や都市商業銀行など中小の銀行だ。これら銀行については、既述の通り大手の銀行と比べてもともと経営状況がよくないことに加え、とくに農村金融機関については、目下最大のリスクである米中貿易摩擦が追い打ちをかける可能性がある。例えば、銀行の種類別に業種別貸出残高をみると、集計対象が上場銀行のみであり、ごく一部の例である点には留意が必要だが、農村金融機関では、製造業や卸・小売業など米中摩擦に伴う景気悪化の影響を受けやすいと考えられる業種向けの貸出が、他に比べて多い（図表20）。中国人民銀行が、2022年末の実績をもとに実施した銀行業のストレステストによれば、不良債権比率が5倍となった場合、自己資本比率は、国内のシステム上重要な銀行（19行）では16.3%から12.2%まで低下するものの、規制水準は依然クリアしている。これに対して、それ以外の銀行（3,966行）では12.4%から6%まで低下し、資本不足という深刻な事態に陥る。

このため、中国政府は、中小銀行の問題を金融リスク解消の重点のひとつと位置付け、ここ数年、政府の旗振りによって合併や買収など様々な手段を通じて再編を進めており、大型商業銀行が関与するケースも表れ始めた¹⁸。また、早期是正

に向けた体制整備も進め¹⁹、リスク防止に努めている。過去の経験を踏まえ、再編や預金保険基金を活用した破たん処理を行うことも可能だが、現時点では、バブル崩壊後初期の日本と同様、銀行の破たん処理はまだ個別処理の域を出ていない。もし経営危機に陥る銀行が急速、かつ広範に広まった場合、どのような対応がとられるのか、注視が必要だ。

図表 20

銀行の種類別にみた業種別貸出残高シェア(2024年末)

(単位:%)

	農村金融機関	都市商業銀行	株式制商業銀行	大型商業銀行
製造業	14.0	9.4	11.3	10.0
リース・商業サービス	11.1	16.1	9.9	10.2
卸・小売業	7.3	6.9	5.2	3.2
不動産	5.5	5.6	6.9	3.9
水利・環境・公共施設管理業	4.7	10.0	4.7	4.5
建築業	4.1	4.8	3.1	2.2
交通運輸・倉庫・郵政業	2.1	2.1	4.2	11.7
ユーティリティ	1.5	1.5	3.0	5.8
個人	35.3	31.1	45.5	36.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)集計対象は、図表12と同じ。

(資料)各行アニュアルレポート、windより、ニッセイ基礎研究所作成

¹⁸ 「国有大行首次入局“村改支” 中小銀行加快整合步伐」『財経網』2025年6月26日。 <http://finance.caijing.com.cn/20250626/5098101.shtml>

¹⁹ 例えば、中国人民銀行による経営状況評価（注3参照）の結果、1～7級となった機関を対象に、アラート指標を整備し、モニタリングで異常を検知した場合には改善を促している。また、新たに8級以上の高リスクに分類された機関を対象に、客観的な基準に基づき早期是正を促す取り組みを試験的に実施している（中国人民銀行（2023））。

3 | システミックリスクを防ぐことは可能だが、経済の停滞回避には不良債権の最終処理が必要

以上でみたように、銀行の不良債権処理問題は、中小銀行を中心に今後も金融リスクの火種として燦燦と続けることが予想されるが、AMCや財政の活用など危機の発生を防ぐ手段は残されており、全国的なシステミックリスクにまで至る可能性は高くないと考えられる。

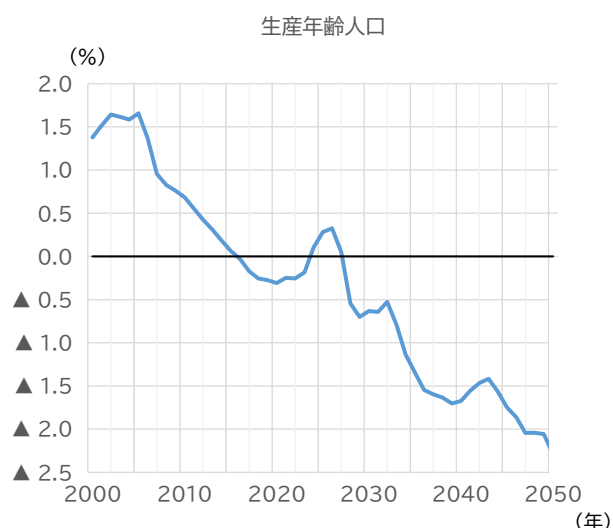
AMCに関しては、2024年末時点で、主に中央政府系が5社、地方政府系が59社、銀行系が5社となっている。AMC経営を巡っては、近年収益性が低下していることに加え、不動産や小規模零細企業、地方政府融資平台関連などリスクの高いセクターの不良債権の購入が主となっていることや、銀行の不良債権比率引き下げのための隠ぺいに用いられている可能性があることなど、懸念点は多い²⁰。だが、1990年代後半の不良債権処理の際にもみられたように、危機的な状況が発生した際に金融システムが機能不全に陥ることを回避する手段として有効であるのも事実だ。近年では、AMCが購入可能な資産範囲の拡大など、不良債権処理に向けたAMCの活用強化の動きも徐々に進んでいる。

財政に関しても、政府債務のGDP比は公式では23年末時点で55%である。地方政府融資平台の隠れ債務も含めると100%超まで上昇する可能性はあるものの、国内資金での国債消化余力を踏まえれば、まだ財政面で余地はあるといえる。銀行自身のガバナンスやリスク管理体制の整備、不良債権処理の強化などが不十分なまま資本注入をすれば、モラルハザードを助長する恐れがあるため、事前の厳格な審査や事後のモニタリング、出口戦略の策定などを実施することは欠かせないが、財政資金を用いた銀行やAMCの資本増強は、危機対応の手段として残されていると考えられる。なお、足元では、危機対応というよりはリスク防止の観点から、20年以降、地方債で調達した資金による資本注入が認められているほか、25年には、財政部が特別国債で調達した資金により大手4行²¹に資本注入が実施されている。

ただし、これらはあくまでも危機対応の方策である。中国経済が活力を取り戻し、長期停滞に陥らないようにするためには、清算や再建、業況改善など様々な手段を通じた不良債権の最終処理が根本的に必要であることはいうまでもない。これは、銀行

がオンバランスで抱える不良債権だけでなく、AMCへの売却などを通じて銀行外にオフバランス化された不良債権についても同様である。経済のどこかに不良資産が残ったままである限り、それが金融や財政にとって重荷となり、金融の不安定化要因となるほか、より生産性の高いセクターや企業への資金供給が妨げられるためである。具体的な重点としては、不動産セクターのほか、地方のインフラ建設・運営にかかわる地方政府融資平台や、製造業や卸小売業などの小規模零細企業などが挙げられる。

図表 21



(注)生産年齢人口は、15～64歳人口。2024年以降は低位推計値。
(資料)国際連合より、ニッセイ基礎研究所作成

²⁰ 張・李 (2025)、IMF (2024)、Charoenwong et al. (2023)。

²¹ 中国農業銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国邮政貯蓄銀行の4行。

目下、米中貿易摩擦や不動産不況を背景に経済が不安定化しやすい状況にあるため、清算による処理のように経済や雇用に痛みが生じる措置はとりづらいのが実情と考えられるが、再建の取り組みや、今後の経済活性化に必要な改革を進めることは可能だろう。例えば、これまで不動産やインフラ建設に依存してきた地方経済や財政の構造改革や国有企業改革、民営セクターの活性化、対外開放、労働力移動の円滑化に資する戸籍制度改革や公共サービスの均等化、リカレント教育の推進など、いずれも課題として認識されているが、求められる取り組みは多岐にわたる。30年代半ばには、人口減少のスピードが加速し、潜在成長率の下押しは一段と強まることが予想される（図表21）。それまでの間に、それを補うだけの生産性向上やそれに必要な対策が進まなければ、経済が低成長局面に移行するとともに停滞が長期化し、それが不良債権問題も長期化、深刻化させるという悪循環に陥る恐れがある。これに伴い、金融や財政など不良債権処理の余力も低下していくことから、最悪の場合、将来的に危機を防ぐことができない局面に至ることもありうる。

6——おわりに

本稿では、中国の不良債権処理を巡る状況について、不良債権処理問題で苦しんだバブル崩壊後の日本との比較を通じて特徴を考察した。

バブル崩壊後の日本の不良債権問題が深刻化した背景にあった資産査定にかかわる制度整備や不良債権処理の動き、銀行の処理体力といった点に焦点を当て比較すると、現時点における中国の不良債権問題を巡る状況は、当時の日本ほど深刻な状況にはないと推察される。これは、バーゼル規制といった国際的な銀行経営規制の枠組みが高度化してきたという外的要因の追い風によるところも大きい。中国政府としても世界金融危機を経て金融のシステミックリスクが経済に及ぼす影響の大きさを警戒し、金融システムの健全性維持のため、デレバレッジの取り組みと歩調を合わせ、様々な手段で不良債権のオフバランス化に積極的に取り組んできたことによる効果も少なくないと考えられる。その過程では、過去の日本の不良債権処理の失敗の経験も参考にしたものと思われる。結果として、金融システムの中核を担う銀行のバランスシートの健全性が保たれている点は評価できよう。実際には、制度で規定された基準に厳密に則り資産査定が実施されていないケースがあるため、公表された不良債権比率は実態よりも高いとの見方が一般的であるが、貸倒引当金などのストック面や毎年の収益などフロー面を考慮すると、不良債権比率がある程度上昇しても、それを処理するだけの余力は依然残されていると考えられる。

他方、今後を展望すると、銀行の収益力は徐々に低下していく可能性が高い一方、不良債権処理の圧力はまだ長引くことが予想される。とくに経営状況が相対的によくない農村金融機関や都市商業銀行など中小銀行で、足元の米中摩擦の影響を受けて経営悪化が広がる可能性が懸念されるが、全国的な金融のシステミックリスクが発生する可能性は低いと考えられる。1990年代後半からの不良債権処理の際に実施したようなAMC（資産管理会社）を活用した不良債権の大規模な切り離しや財政による資本注入などを実施する余地が残されているためである。もっとも、これは危機対応の方策であり、中国経済が活力を取り戻し、長期停滞を回避するためには、銀行がオフバランス化した不良債権も含めて最終処理を進める必要がある。

2025年中には、中国共産党の重要会議である中国共産党第20期中央委員会第4回全体会議（「四中全会」）または五中全会で、翌26年～30年までの5年間の政策大綱となる第15次五カ年計画の草案が採択される見込みである。その中で、不良債権問題を主とする金融リスクへの対処や、経済の活性化に必要な改革の実行について、どのような方向感が示されるのかが注目される。

【参考文献】

- 一般財団法人ゆうちょ財団（2025）「VII. 中華人民共和国」一般財団法人ゆうちょ財団『個人金融に関する外国調査』。 <https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/China-1.pdf>
- 小野有人（2003）「わが国金融機関の低スプレッド」みずほ総合研究所『みずほレポート』。 <https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mhri/research/pdf/report/report03-0217.pdf>
- 金融庁（2004）「金融庁の1年（平成15事務年度版）（資料編）」金融庁。 <https://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20040916-2/siryou.html>
- （2015）「金融検査マニュアル」金融庁。 <https://www.fsa.go.jp/manual/manualj/yokin.pdf>
- 楠元新一，山下裕司，三尾仁志，中野洵子（2019）「予想信用損失（ECL）型引当の特徴と運用面の課題」日本銀行『日銀レビュー』2019年9月。 https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2019/rev19j09.htm
- 齋藤尚登（2024）「中国の不動産不況と金融リスクの行方」（財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第158号。 https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list8/r158/r158_4.pdf）
- 財務省財務総合政策研究所財政史室（編）（2019）『平成財政史—平成元～12年度（第6巻）』。 https://www.mof.go.jp/pri/publication/policy_history/series/mokuji06.htm
- 神宮健（2022）「金融機関の破綻に備える中国」野村総合研究所『金融ITフォーカス』2022年7月号。 https://www.nri.com/jp/knowledge/publication/kinyu_itf_202207/07.html
- 関辰一（2023）「上昇する中国の潜在不良債権比率」日本総合研究所『環太平洋ビジネス情報 RIM』2023 Vol. 23, No. 89。 <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=105206>
- 関根栄一（2015）「中国の預金保険条例の公布・施行と今後の課題」野村資本市場研究所『野村資本市場クォーターリー』2015 Vol. 18-4 SPRING。 <https://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2015/2015spr13.pdf>
- 谷内満，増井彰久（2007）「加速する中国金融改革の分析」（国際協力銀行開発金融研究所『開発金融研究所報』第34号）。 https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jbic/report/review/pdf/34_03.pdf
- 中国人民銀行（2023）『中国金融安定報告 2023』。 <http://www.nifd.cn/Paper/Details/4602>
- （2024）『中国金融安定報告 2024』。 <http://www.pbc.gov.cn/jinrongwendingju/146766/146772/5547040/index.html>
- 張明，李明洲（2025）「中国の不良資産処置：発展歷程、国際経験と政策建議」国家金融与発展実験室。 <https://www.nli-research.com/>

[tp://www.nifd.cn/Paper/Details/4602](http://www.nifd.cn/Paper/Details/4602)

- 陳俊銘 (2025) 「予測調整：中国銀行業問題貸款可能面臨更大的關稅相關負面影響」 S&P Global Ratings.
https://www.spglobal.com/_assets/documents/ratings/zh/pdf/2025-5-6-forecast-change-china-s-bad-loans-likely-to-see-larger-tariff-related-downside.pdf
- 陳勝，楊景逸 (2024) 「簡評五大 AMC 業務範圍調整的背景及其影響」 大成. https://shanghai.dacheng.com/Party_2/974.html
- 内閣府 (2001) 『平成 13 年度年次經濟財政報告』. <https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je01/wp-je01-000i1.html>
- (2003) 『平成 15 年度年次經濟財政報告』. <https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00000.html>
- (2005) 『平成 17 年度年次經濟財政報告』. <https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je05/05-00000.html>
- 日本銀行 (2001) 「全国銀行の平成 12 年度決算と經營上の課題」 日本銀行『日本銀行調査月報』2001 年 8 月号. https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2001/data/ron0108a.pdf
- (2002) 「不良債権問題の基本的な考え方」 日本銀行『日本銀行調査月報』2002 年 11 月号. http://www3.boj.or.jp/josa/past_release/chosa200211f.pdf
- 巴曙松 (2012) 「中国の銀行業界におけるバーゼルⅢの導入状況：進展と傾向」 公益財団法人野村財団『中国資本市場研究』2012 年冬号. https://www.nomurafoundation.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/09/CCMR-5-4_WI12_01.pdf
- 普華永道 (pwc) (2021) 「2021 年中国不良資産管理行業改革与發展白皮書」 搜狐. https://www.sohu.com/a/487954698_407401
- (2022) 「2022 年中国不良資産管理行業改革与發展白皮書」 搜狐. https://www.sohu.com/a/576382249_121015326
- 深尾光洋 (2002) 「デフレ，不良債権問題と金融政策」 財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第 64 号. https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/8379094/www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list4/r64/r_64_004_041.pdf
- 安井章 (2000) 「中国の金融改革の現状」 日本銀行『日本銀行調査月報』2000 年 4 月号. https://www3.boj.or.jp/josa/past_release/chosa200004d.pdf
- Charoenwong, B., Miao, M., & Ruan, T. (2023). Non-Performing Loan Disposals without Resolution. *Management Science*, 71(1). https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3662344
- IMF (2016) *Global Financial Stability Report, April 2016*, <https://www.imf.org/en/Publications/GFSR/Issues/2016/12/31/Potent-Policies-for-a-Successful-Normalization>
- (2024) *Global Financial Stability Report, October 2024*, <https://www.imf.org/en/Publications/GFSR/Issues/2024/10/22/global-financial-stability-report-october-2024>

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。
また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。